



憩の家からのお知らせ

【寿ふれあい農園】

対象 市内在住の65歳以上の方で、自宅に菜園を持っていない方
募集人数・農園場所

①花畔農園 60人 花畔185

②樽川農園 55人 樽川500

参加費 1区画1500円

説明会 4月20日(水)14時〜

りんくる※説明会には必ず出席してください。申込多数の場合は公開抽選となります。

申込方法 窓口・電話

申込先 市社会福祉協議会

☎72・8181

申込締切 3月31日(木)17時まで

【寿窯陶芸教室】

対象 市内在住の60歳以上の方で、陶芸に興味のある方

場所 りんくる

日時 毎月第1・3木金曜(5月のみ第2・4木金曜)13時〜

15時

※材料費等実費負担があります。
説明会 5月12日(木)13時〜

りんくる※説明会には必ず出席してください。申込多数の場合は責任抽選となります。

申込方法 窓口・電話

申込先 市社会福祉協議会

☎72・8181

申込締切 3月31日(木)17時まで

特別養護老人ホーム ばんなぐろ入所者募集

全室個室でケアを受けながら、少人数のグループ単位で居宅生活に近い日常を送っていただく新しいタイプの施設です。

開設予定日 10月1日(土)

所在地 花畔360・26

定員 50人

入所対象者

- ・介護認定において要介護度が1以上の方
- ・身体上または精神上の著しい障がいのために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方
- ・入院治療の必要のない方

利用料等

- ・おおむね月額9〜12万円(介護サービス利用料自己負担分・食費自己負担分・居住費・日常生活費等)※開設時には制度改定により変更もあり。

その他 特養開設に併せて次の事業も開始します。

- ・指定短期入所生活介護事業(ショートステイ) 定員10人
- ・指定通所介護事業(デイサービスセンター) 定員20人

申込方法等 ご希望の方は電話にてご相談ください。

☎72・8343

平成17年度のりんくる閉館日は、昨年引き続き毎月第1日曜を臨時閉館としますのでご確認ください。

ただし、利用希望があれば開館しますので、事前に直接施設管理受託者(市社会福祉協議会)に申し込みください。

問合せ 市社会福祉協議会

☎72・8343

☎72・8343

☎72・8343

申込期間 4月1日〜5月15日

申込・問合せ 〒061-3218 花

畔360・26 社会福祉法人

環路会 ☎76・1133

☎76・1134 (月)金曜9時

〜17時祝日除く)

高齢者虐待や権利擁護・ 成年後見制度の相談は？

最近、高齢者への虐待や認知

症(痴ほう)高齢者の権利擁護等の相談が増えています。何かお困りのことがありましたらお気軽に在宅介護支援センターにご相談ください。

なお、市内にある在宅介護支援センターは、広報2月号(19

ページ)参照。

問合せ 基幹型在宅介護支援センターりんくる相談センター

☎75・6677

りんくる臨時閉館

平成17年度のりんくる閉館日は、昨年引き続き毎月第1日曜を臨時閉館としますのでご確認ください。

ただし、利用希望があれば開館しますので、事前に直接施設管理受託者(市社会福祉協議会)に申し込みください。

問合せ 市社会福祉協議会

☎72・8343

☎72・8343

☎72・8343



保険・年金

国民健康保険税の未納は ありませんか

第9期の納期限は3月31日(木)です。

平成16年度・最終納期限となりますので忘れず納税してください。

※未納の場合、延滞金の加算となる場合があります。

問合せ 国民健康保険課

☎72・3123

国民年金の早割制度 4月から始まります

現在の毎月引き落としの口座振替は、翌月末の振替(例:4月分は5月末日)となっておりますが、希望により当月末の振替(例:4月分は4月末日)とすることにより、保険料が1カ月につき40円割引となります。

国民年金 1年・半年前納は もっとお得!

●納付書の場合

1年前納	2,890円割引
半年前納	660円割引

●口座振替の場合

1年前納	3,420円割引
半年前納	930円割引

口座振替の場合、納付する月の前月までに登録する必要がありますので、申し込みの締め切りは1年前納は3月までに、半年前納は3月と9月までになります。お早めにお申し込みを!

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122

国民年金納め忘れ!注意

国民年金は、老後に受ける老齢基礎年金、不慮の事故による障害基礎年金・遺族基礎年金などを支給する公的年金制度です。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。しかし、国民年金に加入していても保険料を未納のままにしていると、これらの年金が受けられなくなる場合があります。郵送されている納付書をもう一度確認して、納め忘れのないように気を付けましょう。

経済的な理由により保険料を納めることが困難な方は、保険料免除制度(学生の場合は学生納付特例制度)がありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122





防災

定期普通救命講習会

急に病気で倒れた人や、けがをした人に遭遇したとき、落ちて着いて「119番」に通報し救急車を呼んだり、応急手当をしてあげることができるようになりませんか。

石狩消防署では、毎月第3日曜に普通救命講習会を実施しています。

皆さんで講習会に参加して「応急手当」の方法を覚えましょう。

【定期普通救命講習会】

日時 3月20日(日)9時～12時

場所 石狩消防署(花川北1・1)

受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

【その他の講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合は講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付けております。

申込・問合せ 石狩消防署警備課

☎74・7024

ガスコンロ火災

市内では、ガスコンロによる火災が連続発生しています。

【未然に火災を防ぐ】

調理中はコンロから離れず、少しでもその場を離れる時に

は必ず火を消しましょう。

・コンロの周りには燃えやすい物を置かないようにしましょう。

・ガスコンロの魚焼きグリルの中は定期的に掃除しましょう。

【万が一に備える】

・取り出しやすい場所に消火器を置きましょう。

・住宅用火災警報器を設置して、火災を初期の段階で発見しましょう。

・コンロはできるだけ、過熱防止機能が付いたものを使用しましょう。

【天ぷら油に火が入ってしまったら…】

・まず、コンロの火を止めましょう。

・コンロから2～3m離れた所

から消火器を使って消火しましょう。もし、消火器がない場合は天ぷら鍋よりも大きなシーツ等をぬらし、天ぷら鍋を覆いましょう。

・火が消えなかった場合でも落ちて着いて、消防署に119番通報しましょう。

※自分1人での消火や通報が無理だと判断した場合は、屋外に避難してから周りの人に助けを求めましょう。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165



そのほか

犬と猫の飼い方マナー



【犬のお話】

①放し飼いは条例で禁止されています！

散歩に連れていくときは、首輪と引き綱をしっかり付けます。犬が苦手の人もいることを忘れないでね。

②しつけは最後まで責任もって行うこと！

ムダぼえは近所迷惑です。必要以上に鳴かないことを教えてあげましょう。

③一生1度の登録と年1回の予防注射を忘れずに！

狂犬病という恐ろしい病気から人間を守るために、法律で犬の飼い主に義務付けています。



【猫のお話】

①家の中で飼いましょう！

外で飼うことは、交通事故の被害に遭ったり、感染性の病気をもらう可能性が高くなります。

②飼うつもりのない外の猫にえさをやらない！

えさやり行為は地域に猫を居つかせ、ウンチやオシッコのことで近所迷惑となります。

③猫の散歩も、首輪と引き綱を付けましょう！

飼い主の連絡先を書いた名札も付けましょう。迷子になったときなど、保護した人から連絡がきます。



【共通のお話】

◎散歩の時、ウンチは必ず持ち帰りましょう！

誰だって汚れた公園や道路は嫌なもの。他の人も使っていることを忘れてはいけません。

☎環境課 ☎72-3240

✉kankyout@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市企業立地促進条例施行規則の制定について

あなたの声を活かすしくみ

パブリックコメント

【市の原案など】

新たに石狩湾新港地域への企業誘致を目的とする特例措置を定める条例施行規則を制定します。新条例施行規則の主な内容は、対象事業・重点誘致対策事業・申請様式・課税免除基準等を定めるものです。詳しくは、市ホームページ・担当窓口の資料をご覧ください。

【提出先・問合せ】 ☎061-3292 花川北6条1丁目30-2 石狩市役所経済部企業誘致室 ☎72-3158 ☎72-3540

✉kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp

【提出方法】 氏名・連絡先を明記の上、文書持参・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出してください。意見はどなたでも提出できます。

【提出期間】 3月18日(金)必着

※意見の検討結果は3月下旬までに、石狩市ホームページで公表する予定です。